

通関協議会（本関地区）

（令和2年11月開催関係）

令和2年11月開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

1. コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について
2. バーゼル法省令改正（廃プラスチック）について
3. 日英包括的経済連携協定の概要について

次回開催予定日 **令和2年12月8日（火）**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

【新型コロナウイルス感染症の状況によっては、開催を中止する場合があります。】

当協会に関するご質問・通関協議会の議題等がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

コーンスターチに係る特別緊急関税の発動について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る特別緊急関税の発動について

2020年10月30日

関税暫定措置法第7条の3第1項の規定に基づき、コーンスターチ(別表第1の6の15の項)に対して令和2年11月1日から令和3年3月31日までの間、特別緊急関税が加算されます。

適用期間内における当該物品の輸入申告につきましては、業務コード集「5-1. NACCS 用品目コード(輸入)」中、「暫定法第7条の3発動時のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。

なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

※暫定法第7条の3発動時のNACCS用品目コードについては令和2年11月1日から使用可能となります。

【コーンスターチ（別表第1の6の15の項）に係る発動対象品目】

番号・細分	NACCS 用品目コード	備考
110812099+	1108120996	その他のもの（通常時）
	1108120020	その他のもの（暫定法第7条の3発動時）
	1108120031	TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの（通常時）
	1108120042	TPP11 協定及び米国協定に基づく関税割当証明書があるもの（暫定法第7条の3発動時）

2020年11月10日

通関協議会提出資料

横浜税関業務部通関総括第4部門

**特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の
範囲等を定める省令の一部を改正する省令の公布及び「プラスチックの輸出に
係るバーゼル法該非判断基準」の公表について**

(1) 背景

バーゼル条約の第14回締約国会議(COP14)において、プラスチックの廃棄物を新たに条約の規制対象に追加する条約附属書の一部が改正され、令和3年1月1日から効力が生じることに伴い特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(いわゆるバーゼル法)に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の改正が行われました。また、プラスチックの廃棄物が規制対象に追加される所、具体的にどのようなプラスチックが規制対象に該当するかを適切に判断するため、判断基準が策定されました。

(2) 内容

- ・特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の改正(環境省HP令和2年10月1日発表参照)
- ・プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準(同上)

(3) 施行期日

令和3年1月1日

(4) プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準の概要

バーゼル条約の規制対象となるプラスチックの廃棄物を輸出する際には、事前に輸入国の同意が必要となります。

規制対象となるプラスチックの廃棄物については、有害なプラスチックの廃棄物の他、特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物が規定されています。

しかしながら、具体的にどのようなプラスチックが、当該特別の考慮が必要なプラスチックの廃棄物に該当するかについては、各条約締約国の解釈によるところとなるため、日本では「プラスチックの輸出に係るバーゼル法該非判断基準」が作成されました。

<改正後に規制対象とされる廃プラスチック>

I. 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

- A: 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B: プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C: 単一のプラスチック樹脂で構成されていること
- D: リサイクル材料として加工・調整されていること

なお、規制対象外であるためにはA～Dの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

※単一のプラスチック樹脂での構成については、製造工程上での混合は認められる場合がありますので、予め日本環境衛生センター等との事前相談時に製造工程と選別作業に関する書類を提出して、確認願います。

(規制予定対象となる廃プラの画像)



(単一プラで構成されていない)



(加工・調整されていない)

II. 複数のプラスチック樹脂の混合があるものの該非判断基準

A : 分別され、ボトル、キャップ、ラベル以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと

B : 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと

C : 裁断され、フレーク状になっていること

なお、規制対象外であるためにはA～Cの条件を満たすことが外見から確認できることが必要です。

※複数のプラスチック樹脂の混合とは、主としてペットボトルを想定しています。ボトル本体、キャップ、ラベルなどです。判断基準としてはA～Cの条件を全て満たすものを規制対象外としております。なお、ラベルには規制対象であるPS(ポリスチレン)が含まれていることが多いため、明らかに規制対象外とさせるためには取り除かれていることが肝要です。

※他の樹脂の混合には許容範囲がありますので、予め日本環境衛生センター等との事前相談時に製造工程と選別作業に関する書類を提出して、確認願います。

(規制対象となるペットボトルの画像)



(異物混入)



(裁断、フレーク状になっていない)

参 考

・ 詳細については環境省HPに掲載 (令和2年10月1日掲載 : 再生資源に関する報道発表 (内容についての連絡先も掲載))

・ 輸出者等からはパブリックコメントにより意見集約を行っている (令和2年8月)

・ 輸出者からの貨物写真等の提供で疑義を生じた場合には、輸出者に日本環境衛生センター等の事前相談時の了解などの確認も必要となる (選別方法の工程表の提出を求められる場合あり) 。

※日本環境衛生センター等へ事前相談を行えば、廃プラについて、バーゼル法の該否判断が行われます。

日英包括的経済連携協定の概要について

10月23日（金）に日英包括的経済連携協定が署名されました。

次ページ以降に協定の概要を添付しておりますのでご確認ください。

また、外務省ホームページ及び原産地ポータルページには、協定本文と附属書が掲載されておりますことをご案内いたします。

外務省ホームページ 「日英包括的経済連携協定」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html

原産地ポータル 「日英包括的経済連携協定」

<https://www.customs.go.jp/roo/information/uk.htm>



概要

- EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定。
- 10月23日、東京において、茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との間で署名。
- 日EU・EPAにおける英国市場へのアクセスを維持。鉄道車両・自動車部品等一部品目で英国市場へのアクセスを改善。日本市場へのアクセスについて、基本的に日EU・EPAの内容を維持。
- 電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定。

経緯

- 昨年2月：日EU・EPA発効⇒本年1月：英国のEU離脱⇒6月9日：交渉開始⇒9月11日：大筋合意⇒10月23日：署名

意義

- 英国のEU離脱後の移行期間終了(本年末)までに本協定を締結すれば、日EU・EPAの下で日本が得ていた利益を継続し、日系企業のビジネスの継続性が確保される。高い水準の規律の下で、日英間の貿易・投資の更なる促進につながる。
- 新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、貿易・投資が停滞する中、自由貿易を推進するという力強いメッセージを国際社会に対して発信。
- 本協定は、良好な日英関係を更に強化していくための重要な基盤。英国によるCPTPP加入関心を日本として引き続き歓迎。

<日系企業にとっての英国のビジネス上の意義>

- ✓ 日系企業が約1,000社進出し、約18万人の雇用を創出。英国はEUへのゲートウェイ（欧州事業の統括・販売・研究開発拠点）。

主要内容 ～日EU・EPAの成果を踏まえつつ、先進的なルールも新設～

主要内容: 物品貿易

日本産品の英国市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。(例)乗用車: 日EU・EPAと同様に2026年に撤廃。

- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃。
- ✓ 日EU・EPAで獲得した即時撤廃を維持。
- ✓ 追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。
- 農林水産品等
- ✓ 主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。
- ✓ 輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類GI(地理的表示)の保護を維持、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続。

英国産品の日本市場へのアクセス



全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用(いわゆる「キャッチアップ」)。

- 農林水産品
- ✓ 日EU・EPAの範囲内。
 - ・新たな関税割当ては設定せず(※)。
 - ・日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。
- (※)日EU・EPAの関税割当てに利用残が生じた場合に限り、それを活用できる仕組みを設定。
- 工業製品
- ✓ 100%の関税撤廃(日EU・EPAで即時撤廃したものを同様に即時撤廃)。

主要内容: ルール分野

- 原産地規則
- ✓ EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。
- ✓ 工作機械、繊維、自動車部品等の一部については品目別規則を日EU・EPAよりも緩和。
- 電子商取引・金融サービス
- ✓ 情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象にアルゴリズムを追加。
- ✓ 金融サービスにおけるコンピュータ関連設備の設置要求の禁止を規定。
- 競争政策
- ✓ 日EU・EPAの内容を維持しつつ、消費者保護に係る規定を追加。
- ジェンダー(貿易と女性)
- ✓ 女性による国内経済及び世界経済への衡平な参加の機会の増大の重要性を認めること等を規定。